

新県産品PR用ロゴマーク制作・利用促進業務 公募型プロポーザル実施要領

1 背景・趣旨

青森県では、魅力ある農林水産物をはじめとした青森県産品の認知度とイメージの向上を図るため、平成18年に県産品PR用キャッチフレーズ(決め手は、青森県産。)、シンボルマーク(青森の正直)、イメージキャラクター(決め手くん)を制作し、青森県産品のPRを進めてきた。

制作から20年近くが経過し、消費者嗜好の変容など県産品の販売環境等の変化に対応するため、新たな県産品PR用ロゴマークを制作することとしたものである。

また、引き続き、青森県産品の認知度及びブランドイメージの一層の向上を図るため、新たなロゴマークのデザインを使用したPRツールの制作をはじめ、それらを活用したPRに取り組むものである。

本要領は、県産品PR用ロゴマーク制作及び利用促進に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)の実施方法など必要事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

新県産品PR用ロゴマーク制作・利用促進業務

(2) 業務の仕様

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 委託料の上限額

21,000,000円

(4) 履行期限

令和9年3月31日(水)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2号各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国内に営業拠点を有する団体であること。
- (3) 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- (4) 特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
- (5) 参加表明書の提出期限から受注者を確定するまでの間に、青森県が発注する契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申

立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

4 スケジュール

日程	内容
令和8年3月16日（月）	公募開始
令和8年3月27日（金）	参加表明書等提出期限
令和8年3月31日（火）	質問受付期限
令和8年4月6日（月）	質問回答期限
令和8年4月16日（木）	プロポーザル提出期限
令和8年4月下旬	一次審査（書面審査）
令和8年5月上旬	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和8年5月上旬	審査結果通知
令和8年5月中旬	契約締結

5 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書」（様式1）を下記により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月27日（金）17時必着

(2) 提出方法

持参（土、日、祝日を除く。）、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、提出期限日必着とする。）、電子メールによること。

(3) 提出先

下記「1.1 問い合わせ先及び各種書類の提出先」によること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年3月31日（火）17時必着

(2) 質問方法

「質問書」（様式2）により、持参、郵送又は電子メールによること。

なお、持参・郵送による場合は、「5 参加表明書の提出」に準じた取り扱いとする。

(3) 回答方法

令和8年4月6日（月）までに、質問書を提出した全ての者に電子メールで回答する。

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月16日(木) 17時必着

(2) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 提案項目及び内容

項目	内容
a. ロゴマークの制作方針と具体的な考え方	青森県産品の評価・分析に基づくコンセプトの設計、ビジュアルデザイン及びロゴタイプ制作の方針及び考え方を記載
b. PRの戦略と具体的な方策	青森県産品の認知度向上及び新ロゴマークの普及拡大に資するPR戦略及び実現に向けた具体的な方策を記載
c. 制作するPRツール及び活用シーン	県が指定するPRツール(※)に加えて、上記「b. PRの戦略と具体的な方策」で提案するツール及び活用シーンを記載 ※県が指定する制作物及び仕様並びに制作数量は、業務仕様書により確認すること
d. 実施体制	本業務の実施体制(社内、連携する他社、アートディレクター・コピーライター等含むチーム構成)を記載
e. 実施計画	本業務の実施に要するプロセス、スケジュールを記載
f. 類似業務の実績	会社及びチーム構成員の実績(※)を記載 ※実績は官民の別を問わない。 ※製作者及び類似業務の受賞歴がある場合は記載

(イ) 作成要領

- ・ A4サイズ(片面、横)とし、a~fの各項目を別葉に記載すること。
- ・ 文字サイズは原則として11ポイント以上とし、フォントは読みやすいものとする。

イ 経費積算書

- ・ 見積もりにあたっては、各項目の単価、数量がわかる算式とすること。
- ・ 消費税及び地方消費税を含む総額を記載すること。

(3) 提出部数

10部(正本:2部、副本:8部)

(4) 提出方法

持参(土、日、祝日を除く。)又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。また、提出期限日必着とする。)によること。

(5) 提出先

下記「11 問い合わせ及び各種書類の提出先」によること。

8 プロポーザルの審査

(1) 一次審査

審査会においてプロポーザルの書面審査を行い、数社を選定する。
なお、5社以下の場合は一次審査を省略する。

ア 審査日

令和8年4月中旬 ※対象者に別途電子メールで通知する。

イ 審査方法

別紙の「審査項目及び内容」に基づき審査する。

ウ 審査結果

参加者全員に電子メールで結果を通知する。

(2) 二次審査

一次審査の合格者を対象とするプレゼンテーション審査を行い、最優秀者を本業務の受注候補者として選定する。

ア 審査日

令和8年5月上旬 ※対象者に電子メールで通知する。

イ 審査場所

青森市内

ウ 審査方法

別紙の「審査項目及び内容」に基づき審査する。

エ 審査結果の通知

参加者全員に電子メールで結果を通知する。

(3) 留意事項

ア 参加者が1社のみの場合であっても審査を実施する。

イ 審査結果の如何に関わらず、提出書類は返却を要しないこととする。

ウ 不採択となった者にあつては、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日以内の期限までに、理由についての説明を求めることができる（書面での申し出を要する。）

9 契約協議・契約

(1) 契約協議

審査会で選定された受注候補者の提案に基づき、県と受注候補者が内容や経費等について協議し、合意を得られた後に予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、次のいずれかに該当する場合は、受注候補者としての選定結果を取り消し、次点者との契約協議を行うこととする。

①受注候補者との合意が得られなかった場合

②見積徴収までに参加資格要件を満たさなくなった場合

③提出書類に虚偽の記載があつた場合、又は、審査に影響を与えるような不備があつた場合

④審査結果に影響を与えるような不誠実な行為が認められた場合

(2) 契約方法

青森県財務規則の規定に基づき、受注候補者との随意契約を締結する。

10 その他

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 「参加表明書」(様式1)の提出後、本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」(様式3)を提出すること。

(3) 本業務は令和8年度当初予算の成立を前提としており、本業務に関する予算案が議会の承認を得られない場合は本プロポーザルの実施を見送る、もしくは中止することがある。

11 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1

青森県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課

販売戦略推進グループ

TEL: 017-734-9571

E-mail: kensanhin@pref.aomori.lg.jp

(別紙) 審査項目及び内容

審査項目	内容
①業務の理解度	業務の目的を正しく理解しているか。
②ロゴマーク制作の考え方	青森県産品の強みに関する深い見識を有し、優れたコンセプトの創作が期待できるか。
	青森県産品のPRに資するビジュアルデザイン及びロゴタイプの創作が期待できるか。
③PR戦略・方策の考え方	県産品の認知度向上及び新ロゴマークの普及拡大に資する効果的なPR戦略及び具体的な方策を提案しているか。
④PRツール制作の考え方	県産品の認知度向上及び新ロゴマークの普及拡大に資する効果的なPRツール及び具体的な活用シーンを提案しているか。
⑤実施体制	十分なスタッフ及びノウハウを有し、業務を実施する体制となっているか。
⑥スケジュール	業務の実施に係るスケジュールが妥当かつ現実的であるか。
⑦ロゴマークの制作に係る類似実績	ロゴマーク制作における業務において、豊富かつ成果の大きい実績を有しているか。
⑧PR戦略・施策の企画運用に係る類似実績	PR戦略及び施策の企画運用における業務において、豊富かつ成果の大きい実績を有しているか。
⑨経費積算	積算根拠が明確かつ妥当であり、費用対効果が高い提案となっているか。